

部活動地域展開に伴う  
宗像市地域クラブ活動に関する  
ガイドライン

令和8年3月

宗像市

宗像市教育委員会

## 目次

はじめに	2
第1章 部活動地域展開の基本的な考え方	3
1 地域展開推進の背景	3
2 宗像市における地域展開のロードマップ	3
3 宗像市が目指す部活動地域展開後の姿	3
第2章 地域展開後の活動の全体像	4
1 地域展開後の受け皿	4
第3章 認定地域クラブ活動の在り方と認定制度	5
1 認定地域クラブ活動の在り方	5
2 地域クラブ活動に関する認定制度	5
3 市による認定地域クラブ活動への支援	5
4 認定されていない地域クラブ活動の取扱い	6
第4章 認定地域クラブ活動の体制整備	6
1 市、運営団体及び実施主体の役割	6
2 指導者の確保及び育成	7
第5章 認定地域クラブと学校との連携	8
1 認定地域クラブが活動の場として使用する学校との連携	8
2 生徒が所属する中学校等との連携	8
第6章 生徒の安全・安心な活動機会の確保	9
1 適切な活動時間及び休養日の設定	9
2 適切な活動費の設定	9
3 活動場所への移動手段の確保	10
4 事故、不適切行為等への対応	10
5 多様な生徒が安心して参加できる環境の整備	10
第7章 大会・コンクールへの参加	
1 生徒の大会・コンクールへの参加機会の確保	11
2 大会・コンクール等における引率体制	11
3 大会・コンクール等の運営への関与	11
第8章 関連する制度の在り方	11
1 教員の兼職兼業の取扱い	11
2 高等学校入学者選抜における取扱い	12

## はじめに

中学校における部活動は、これまで生徒にとって身近なスポーツ・文化芸術活動の場として、心身の健全な育成や仲間づくり、社会性の涵養など、重要な役割を果たしてきました。

一方で、全国的な少子化の進行や、教員の長時間勤務が常態化している現状を踏まえると、従来の学校部活動を前提とした体制を将来にわたって維持していくことは、極めて困難な状況となっています。

こうした中、国においては「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）」が策定され、部活動の地域展開等を全国的に推進する方針が示されました。本市においても、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を将来にわたり保障するとともに、教員の働き方改革を着実に推進するため、他の自治体に先行する形で部活動の地域展開に取り組んできました。

本市では、令和5年9月から休日の学校部活動を、さらには令和6年9月から平日の学校部活動を段階的に地域クラブ活動へ移行する取組を進めてきており、令和9年8月をもって学校部活動を完全に終了し、地域クラブ活動へ全面的に移行することとしています。

地域クラブ活動は、単なる学校部活動の代替ではなく、地域全体で子どもたちを支え、多様な価値観や関わりの中で、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる新たな仕組みです。学校から地域へと枠組みを広げることで、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流や、学校等の垣根を越えた仲間とのつながりなど、子どもたちと地域の結びつきがこれまで以上に深まるとともに子どもたちの成長を地域がこれまで以上に感じられる新たな価値が期待されます。

本市においては、市が認定及び支援において中心的な役割を担い、設立を促進する「認定地域クラブ」を中心に、地域が主体となって運営するクラブやサークルなど、生徒一人ひとりの希望や実情に応じた多様な活動の場を確保していきます。また、地域クラブ活動の質や安全性を確保するとともに、保護者、地域、学校、関係団体が共通認識のもとで連携し、持続可能な仕組みとして構築していくことを目指します。

本ガイドラインは、宗像市における部活動の地域展開及び地域クラブ活動の基本的な考え方や方針、関係者それぞれの役割を明らかにし、市、認定地域クラブ、学校、保護者及び地域が共通の理解のもとで取組を進めていくための指針として策定するものです。

### 【参考】用語の定義

#### 「地域クラブ」

部活動の地域展開における受け皿として、地域が主体となって運営・実施するスポーツ・文化芸術活動を行うクラブやサークルの総称。認定地域クラブのほか、地域のスポーツ・文化サークル、社会体育団体、民間スポーツクラブ等が含まれる。

#### 「認定地域クラブ」

部活動の地域展開における受け皿として、国が定める要件に基づき市が認定した団体又は枠組み。

#### 「認定地域クラブ活動」

認定地域クラブが行う、指導・練習・大会等への参加、その他これらに付随する運営及び実施に関する一切の活動。

## 第1章 部活動地域展開の基本的な考え方

### 1 地域展開推進の背景

中学校における部活動は、これまで生徒の心身の健全な育成や仲間づくり、社会性の涵養など教育活動の一環として重要な役割を果たしてきた。しかしながら、全国的に中学生世代の人口は減少傾向にあり、学校単位で十分な活動を確保することが年々難しくなっている。

また、部活動の指導や引率、対外試合への対応等が教員の長時間勤務の一因となっている現状を踏まえ、教員のみによる部活動運営を前提とした体制を継続することは、教員の働き方改革の観点からも大きな課題となっている。

本市においても、今後、中長期に少子化が進行する見込みであり、学校ごとの部活動を維持することが困難となることが想定される。さらに、教員のみ依存しない指導体制を構築できなければ、将来的に子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会そのものが失われる恐れがある。

このため、本市としては、将来にわたりすべての中学生に活動機会を保障するためには、学校部活動の在り方を見直し、地域全体で子どもたちを支える新たな仕組みへの転換が不可欠であると強い危機感のもと、部活動の地域展開を推進するものである。

### 2 宗像市における地域展開のロードマップ

国においては、令和7年12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の中で、令和8年度から令和13年度までの6年間を新たな「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとしている。

本市では、令和5年9月から部活動の地域展開に向けた取組を開始し、これまで、認定地域クラブの設立や指導者の確保、運営体制の構築等に段階的に取り組み、一定の成果と課題の両面を把握してきたところである。こうした取組を踏まえ、本市は、令和9年8月をもって学校部活動を終了し、地域クラブ活動へ全面的に移行することとする。

今後は、国の制度や財源を最大限活用しながら、課題への対応や運用の改善を図り、地域クラブ活動が安定的に運営される体制を構築していく。

### 3 宗像市が目指す部活動地域展開後の姿

本市が目指す部活動地域展開後の姿は、単に学校部活動を地域に移すことではなく、生徒一人ひとりが自らの希望や実情に応じて、スポーツ・文化芸術活動を主体的に選択し、継続できる環境を整えることである。そのため、競技力の向上や大会成績のみを目的とするのではなく、障がいのある生徒や、スポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒を含め、すべての生徒がそれぞれのペースで活動できることを基本とする。

また、地域クラブ活動は、市、学校、保護者、地域等が役割分担しながら連携し支えることとし、子どもを中心としたこれまで以上に豊かで深い地域づくりへとつながることを期待するものである。市は、その中核として、制度設計、認定、支援、調整等を通じて責任ある役割を果たすものとする。

## 第2章 地域展開後の活動の全体像

### I 地域展開後の受け皿

・部活動の地域展開においては、すべての中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保できるよう、生徒の多様なニーズに応じた複数の形態を地域と連携しながら整備することが重要である。

●本市では、地域展開後の受け皿として、次のような活動形態を想定している。

#### ①地域クラブ活動

学校施設や公共施設、民間施設等において、地域の指導者が地域の子どもたちと共に行う、スポーツ・文化芸術活動。部活動の地域展開にあわせ、新たに始まった地域クラブ活動のほか、従来から多くのスポーツ・文化芸術活動団体が市内で活動をしている。

#### ②認定地域クラブ活動

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動で、市が一定の基準のもとで認定する地域クラブ活動。競技性や成果のみを偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力を育てることを重視する。

#### ③市立中・義務教育学校におけるサークル活動

放課後の時間に共通の趣味や楽しむことを目的として、仲間が集まって行う活動の場を提供するものであって、生徒のニーズと学校の実態に応じて学校長の裁量により実施するもの。職員の勤務時間内に活動を行い、対外試合等には参加せず、安全に留意し校内での活動とする。(例：放送、美術、レクリエーション的な活動)

### 第3章 認定地域クラブ活動の在り方と認定制度

#### 1 認定地域クラブ活動の在り方

- ・認定地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で生徒のスポーツ・文化芸術活動を支え、新たな価値の創出を図る取組として実施する。
- ・認定地域クラブ活動においては、競技性や成果のみを偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に楽しむために必要な資質・能力を育てることを重視する。
- ・認定地域クラブ活動は、生徒の自主的・自発的な参加を基本とし、活動の選択にあたっては、生徒一人ひとりの希望や実情が尊重されるものとする。
- ・義務教育段階の生徒を対象とする活動であることを踏まえ、安全・安心な活動環境の確保が図られるとともに、教育的配慮を十分に行った運営がなされることを前提とする。

- 市は、これまでは学校単位で行われてきた部活動についても、認定地域クラブにおいては必ずしも学校単位で設置するものとせず、生徒数や指導者確保の状況に応じて、複数校の生徒が参加する形態とするなど、柔軟に設置を行うものとする。
- 市は、生徒が校区外での活動を希望する場合であっても、円滑に参加できるよう必要な環境整備や調整を行うものとする。
- 市教育委員会は、教員が認定地域クラブの指導を希望した場合、学校運営に支障がない場合に限り、兼職兼業を許可し、勤務時間外に従事させるものとする。
- 市及び認定地域クラブは、障害のある生徒やスポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、すべての生徒がそれぞれの希望に応じて活動に参加できる環境を整備する。

#### 2 地域クラブ活動に関する認定制度

- ・部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国がガイドラインにより示す認定要件及び認定手続等に基づき、市が認定を行う。

- 市が地域クラブ活動を認定するに当たっては、活動の目的、内容、運営体制、指導体制、安全管理の取組等について確認し、認定地域クラブとして適切に運営・実施される体制が整っているかを総合的に判断する。

#### 3 市による認定地域クラブ活動への支援

- ・部活動の地域展開により設立された認定地域クラブが安定的かつ継続的に運営・実施されるよう、市は予算の範囲内で公的支援を行う。

- 市は、認定地域クラブ活動が持続可能なものとなるよう、国や県の制度及び財源を最大限活用しながら、次に掲げる支援を行うものとする。

#### ①運営等に対する支援

運営費に対する財政支援のほか、学校の了承を得た上で、学校施設・設備・備品について、無償かつ優先的な利用が可能となるよう調整する。

#### ②教員の兼職兼業の取扱い

認定地域クラブ活動への従事を希望する教員については、本人の意思を尊重し、学校運営に支障がない限り、兼職兼業を積極的に許可する。

#### ③大会・コンクールへの参加に関する支援

生徒が大会・コンクールに円滑に参加できるよう、必要に応じて交通費等の支援を行う。また、大会参加規程等の見直しについて、国、県及び関係団体に対し働きかけを行う。

### 4 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

・認定地域クラブ以外のクラブやサークルについても、活動の自主性や多様性を尊重しながらも、義務教育段階の中学生が参加する活動であることを踏まえた十分な配慮が必要である。

- 市は認定地域クラブ以外の活動についても、国の認定要件に準じた活動を行うよう求めるものとし、特に、適切な活動時間と休養日の設定、事故防止、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保、生徒・指導者等のスポーツ安全保険等への加入について、適切な対応を徹底することを求める。

## 第4章 認定地域クラブの体制整備

### 1 市、運営団体及び実施主体の役割

・認定地域クラブ活動が適切かつ継続的に実施されるためには、市、認定地域クラブの運営団体及び実施主体（以下「運営団体等」という。）がそれぞれの役割と責任を明確にし、相互に連携しながら体制を整備することが重要である。

- 認定地域クラブの運営団体等は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させることを基本とし、認定地域クラブとしての目的や方針を明確にした上で、運営方針及び運営計画を策定し、活動を実施するものとする。
- 運営団体等は、活動の実施に当たって責任の所在を明確化するとともに、活動中の事故等に備え、危機管理マニュアルの整備やスポーツ安全保険等への加入など、必要な安全対策

を講じるものとする。

- 市は、認定地域クラブ活動が適切に実施されるよう、各運営団体等の体制や実情を把握し、必要な支援、指導、助言及び調整を行うものとする。
- 市は、生徒及び保護者からの相談を受け付ける窓口を設置し、意見や要望の把握に努めるとともに、認定地域クラブの活動内容や取組状況について、保護者や生徒をはじめ、広く市民に周知・広報を行うものとする。

## 2 指導者等の確保及び育成

・認定地域クラブ活動においては、参加者が義務教育段階の中学生であることを踏まえ、適切な資質・能力を備え、保護者や生徒から信頼され指導者等による良質な指導が行われることが重要である。

- 市は、指導者等による暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、認定地域クラブ活動に従事する指導者等の登録制度を設け、指導者等が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要な要件や研修等に関する基準を示す。
- 市及び市教育委員会は、認定地域クラブ活動の円滑な実施に不可欠な指導者等を、質・量の両面から確保するため、人材バンク等を活用し、地域における多様な人材の発掘及びマッチングを進めるとともに、指導を希望する教員等の兼職兼業を促進する。
- 市は、登録された指導者等を対象に、認定地域クラブ活動の指導者等に求められる資質・能力の向上を図るための研修を、毎年度計画的に実施するものとする。  
(研修メニュー案は次頁参照)

## ●研修メニュー例（対面・オンラインいずれかで実施）

### 【総論・制度】

- ・部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方

### 【基本姿勢・服務規律】

- ・生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止
- ・生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止
- ・生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）

### 【生徒への指導】

- ・中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等
- ・生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施）
- ・生徒とのコミュニケーションを十分に図った上での指導
- ・女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮

### 【安全管理・事故対応等】

- ・生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・事故防止（施設・設備・用具等の点検や活動時における安全対策等）
- ・事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）

### 【保護者等との連携】

- ・保護者との円滑なコミュニケーションの図り方

## 第5章 認定地域クラブと学校との連携

### 1 認定地域クラブが活動の場として使用する学校との連携

・認定地域クラブ活動が安定的かつ継続的に実施されるためには、学校との適切な連携が不可欠である。

●認定地域クラブは、活動方針及び活動計画をあらかじめ市に共有するものとし、市は、必要に応じて、当該認定地域クラブの活動の場となる学校にその内容を共有する。

●認定地域クラブが、学校の施設、設備又は備品を使用する際には、定められたルールを遵守し、適切に管理・使用するものとする。使用中に事故、故障又は破損等が生じた場合には、市、学校及び認定地域クラブが連携し、責任関係を整理した上で適切に対応するものとする。

### 2 生徒が所属する中学校等との連携

・認定地域クラブ活動に参加する生徒の活動状況や活動実績等を適切に把握し、必要な支援や指導につなげていくためには、生徒が所属する中学校等との連携が重要である。

- 認定地域クラブは、生徒の活動状況や活動実績等について、個人情報の取扱いに十分配慮した上で、生徒が所属する中学校等に適切に共有するものとする。
- 中学校等は、共有された活動状況や活動実績等を、生徒に対する理解を深めるための基礎資料として取り扱い、必要に応じて、生徒指導や進路指導等に活用するものとする。
- 市及び市教育委員会は、生徒の認定地域クラブ活動における情報が、生徒が所属する中学校等に円滑に共有されるよう、必要な支援及び調整を行うものとする。
- 認定地域クラブ以外のクラブ活動やサークル活動に参加する生徒についても、市、市教育委員会、学校、クラブ・サークル及び保護者等が連携し、可能な範囲で生徒の活動状況及び活動実績等が適切に共有されるよう努めるものとする。

## 第6章 生徒の安全・安心な活動機会の確保

### 1 適切な活動時間及び休養日の設定

・認定地域クラブ活動は、義務教育段階の中学生を対象とする活動であることを踏まえ、過度な活動とならないよう適切な活動時間及び休養日の設定を行うことが重要である。

- 認定地域クラブの活動については、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度とする。
- 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合には、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする。
- 通常の練習における活動時間の目安として、平日は学校の授業終了後から概ね19時までの間で2時間程度、土曜日、日曜日及び祝日は、午前7時から午後5時までの間で1日当たり3時間程度とする。

### 2 適切な活動費の設定

・認定地域クラブ活動に係る活動費については、保護者に過度な経済的負担が生じないよう、適切な水準とすることが重要である。

- 認定地域クラブは、活動内容や活動時間等の工夫により運営の効率化を図り、受益と負担の均衡に配慮しつつ、保護者に過度な負担が生じない低廉な会費の設定に努めるものとする。
- 市は、認定地域クラブ活動が安定的かつ継続的に実施されるよう、国の制度や財源を活用するとともに、市による必要な支援を行うことにより、低廉な会費の実現及び保護者の負担軽減に寄与するよう努めるものとする。

- 認定地域クラブの運営団体等は、活動費を適切に管理するとともに、活動費の使途及び会計の状況について、保護者に対し丁寧な説明を行い、透明性の確保に努めるものとする。

### 3 活動場所への移動手段の確保

・認定地域クラブの活動場所が、生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって活動を行う場合には、生徒の安全確保の観点から、活動場所への移動手段の確保が重要である。

- 市は、認定地域クラブに参加する生徒の実情やニーズを踏まえ、地域公共交通等との連携を図りながら、必要な移動手段の支援を行うものとする。

### 4 事故、不適切行為等への対応

・認定地域クラブ活動は、公的な性格を有する活動であることを踏まえ、事故、暴力、暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止を徹底し、生徒が安全・安心に活動できる環境を構築することが不可欠である。

- 市は、認定地域クラブ、活動場所の管理者等と連携し、事故等が発生した場合の対応や責任関係をあらかじめ整理するとともに、必要に応じて緊急対応マニュアルを整備し、関係者への周知を行うものとする。
- 市は、認定地域クラブの運営団体、指導者、生徒及び保護者等からの相談を受け付ける窓口を整備し、適切な対応を行うものとする。
- 事故や不適切行為が発生した場合には、責任の所在を明確にした上で、市は、生徒が所属する中学校等とも連携しながら、迅速かつ丁寧な事後対応及び再発防止に向けた取組を行うものとする。
- 認定地域クラブ活動における怪我や事故等に備え、認定地域クラブは、生徒及び指導者等に対し、傷害保険や個人賠償責任保険等への加入を徹底するものとする。

### 5 多様な生徒が安心して参加できる環境の整備

・認定地域クラブ活動においては、障害の有無や経験の有無にかかわらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備が重要である。

- 市及び認定地域クラブは、生徒の障害や特性に対する理解を深めるとともに、専門的な知識を有しない指導者であっても適切な関わりができるよう、研修の実施や、保護者及び学校等との連携を図るものとする。
- 市及び認定地域クラブは、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進する。

## 第7章 大会・コンクール等への参加

### 1 生徒の大会・コンクール等への参加機会の確保

・認定地域クラブ活動に参加する生徒についても、学校部活動と同様に、大会やコンクール等に参加する機会が確保されることが重要である。

- 市は、認定地域クラブが大会やコンクール等へ円滑に参加できるよう、国、県、競技団体及び関係機関に対し、参加資格や規程等の見直しについて必要な働きかけを行うものとする。
- 市は、これまで主に学校部活動に参加する生徒を対象として実施してきた、大会等の参加に要する交通費等の支援について、認定地域クラブ活動に参加する生徒に対しても同様に支援を実施するものとする。

### 2 大会・コンクール等における引率体制

- 認定地域クラブ活動における大会・コンクール等への参加に際しては、原則として、当該認定地域クラブの指導者等が引率を行うものとする。ただし、生徒の安全確保等の観点から、必要に応じて、保護者との連携の下で柔軟な対応を行うことを妨げるものではない。

### 3 大会・コンクール等の運営への関与

・大会・コンクール等の運営については、認定地域クラブの関係者が従事する場合があるが、特定のクラブや関係者に過度な負担が生じないよう配慮が必要である。

- 市及び認定地域クラブは、国、県、競技団体等に対し、大会・コンクール等の運営が持続可能で効率的な体制となるよう働きかけるものとする。

## 第8章 関連する制度の在り方

### 1 教員の兼職兼業の取扱い

・教員の希望に応じて、認定地域クラブ活動の指導者等として関わることは、専門性や経験を地域に生かす観点から有意義である。

- 市教育委員会は、教員が本人の意思に基づき、認定地域クラブ活動に従事することを妨げないものとする。
- 市教育委員会は、教員の兼職兼業の許可に当たっては、教員本人の意思を尊重するとともに、勤務校における業務へ影響の有無、健康面への配慮、学校運営に支障が生じないこと等について、適切に確認を行った上で判断する。

- 教員の認定地域クラブ活動への従事は、勤務時間外における活動とし、教員に対して参加を強制することはない。

## 2 高等学校入学者選抜における取扱い

・部活動、認定地域クラブ活動、認定されていないクラブ活動やサークル活動など、生徒の活動の場の違いにより、進学機会や評価において不利益が生じることがないように、公平性を確保することが重要である。

- 市教育委員会は、国及び県の動向を踏まえつつ、認定地域クラブ活動に参加する生徒が、学校部活動の場合と同様に適切に評価されるよう、関係機関と連携を図るものとする。
- 市教育委員会は、学校部活動、認定地域クラブ活動、認定されていないクラブ活動やサークル活動の別により、生徒の評価や進路選択において不利益が生じることがないように必要な対応を行うものとする。
- 市教育委員会は、中学校等に対し、調査書の記載等に当たっては、認定地域クラブ活動等における大会成績や活動実績のみならず、活動を通じて育まれた生徒の長所、個性、意欲、努力の過程等を丁寧に記載することについて、周知徹底を図るものとする。